

猪名川町告示第21号

猪名川町地域子ども・子育て支援事業における事業継続支援事業交付要綱をここに告示する。

令和8年3月13日

猪名川町長 岡 本 信 司

## 猪名川町地域子ども・子育て支援事業における事業継続支援事業交付要綱

令和8年3月13日

要綱第15号

(趣旨)

第1条 この要綱は、猪名川町内において、国の子ども・子育て支援交付金を活用した事業等（以下「子ども・子育て支援交付金事業等」という。）を継続的に実施し、物価上昇といった厳しい環境の中でも子どもや子育て世帯等への支援の充実及び安定的な事業運営を図ることを目的として、事業に必要な経費の一部を補助することについて、猪名川町補助金等交付要綱（昭和49年要綱第4号）に定めがあるものを除くほか、必要な事項を定めるものとする。

(補助対象者)

第2条 補助金の交付対象となる者は、次の各号のいずれにも該当する者とする。

- (1) 原則として猪名川町内において、子ども・子育て支援交付金事業等を実施している者。ただし、当該事業が子ども・子育て支援交付金事業等であるか否かについては、町長が申請書類等に基づき審査するものとする。
- (2) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）でない者、同条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）が構成員となっていない者又は暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有しない者であること。

(補助対象事業及び補助対象経費)

第3条 補助金の対象となる事業（以下「補助対象事業」という。）は、子ども・子育て支援交付金事業等のうち、令和7年10月1日から令和8年3月31日までの間に行う事業とし、補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、次に掲げる経費とする。

- (1) 安定的かつ継続的な事業運営を支えるために必要な物品購入等に係る経費
- (2) 光熱水費

2 前項の規定にかかわらず、国又は地方公共団体における他の補助金の交付を受けている経費は、補助対象事業としない。

(補助率及び補助限度額)

第4条 補助対象経費に対する補助率は、10分の10とする。

- 2 補助限度額は、子ども・子育て支援交付金事業等ごとに1か所当たり年額2万5,000円とする。
- 3 前項の規定にかかわらず、放課後児童健全育成事業については、補助限度額を1支援の単位当たり年額5万円とする。

(書類の整備)

第5条 補助金を受けた事業者は、補助対象事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を作成し、補助金の交付を受けた日の属する年度の終了後5年間保管しなければならない。

(補則)

第6条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の施行に関し必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和8年3月1日から施行する。

(この要綱の失効)

2 この要綱は、令和8年3月31日限り、その効力を失う。